

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第６条第１項の規定に基づき、令和７年度の小田原市一般廃棄物処理計画を定めたものである。

令和 ７ 年 ４ 月 １ 日

小田原市長 加 藤 憲 一

１ 区 域 小田原市全域

２ 一般廃棄物の年間発生量及び処理量の見込み

(１) ごみ

総発生量 ６５，４０４トン 総処理量 ６５，４０４トン

(ごみ内訳)

ア 家庭ごみ

区 分	発生量	処理量
収 集 ご み	４９，１０８トン	４９，１０８トン
燃 せ る ご み	３２，９７７トン	３２，９７７トン
紙 ・ 布 類	８，２９９トン	８，２９９トン
ペ ッ ト ボ ト ル	７９２トン	７９２トン
トイ類 [※] 表示のあるもの	２，２１９トン	２，２１９トン
か ん 類	５４６トン	５４６トン
び ん 類	１，２３１トン	１，２３１トン
燃 せ な い ご み	２，４５９トン	２，４５９トン
蛍 光 灯 ほ か	２４７トン	２４７トン
大 型 ご み	３３８トン	３３８トン
直 接 搬 入 ご み	２，０４１トン	２，０４１トン
家 庭 ご み 計	５１，１４９トン	５１，１４９トン

イ 事業系ごみ

区 分	発生量	処理量
特 定 収 集	３９２トン	３９２トン
直 接 搬 入	１３，８６３トン	１３，８６３トン
事 業 系 ご み 計	１４，２５５トン	１４，２５５トン

(２) 動物の死体

区 分	発生件数	処理件数
小動物（持込）	1, 237件	1, 237件
小動物（収集）	1, 444件	1, 444件
計	2, 681件	2, 681件

(3) し尿及び浄化槽汚泥

区 分	発生量	処理量
し 尿	1, 542キロリットル	1, 542キロリットル
浄化槽汚泥	23, 640キロリットル	23, 640キロリットル

3 一般廃棄物の排出抑制等の実施施策

(1) ごみ処理

ごみ処理については、発生抑制・再使用に重点を置いたごみの減量化の推進、ごみの分別と資源化の更なる推進、安定的・継続的なごみの適正処理の推進、きれいなまちづくりの推進を施策の柱に、ごみの減量化、資源化を推進する。

ア 発生抑制・再使用に重点を置いたごみの減量化の推進

(ア) 環境情報紙や啓発イベントの開催などを通じての環境情報の提供、啓発活動を推進する。環境教育・環境学習を推進するとともに、市民団体などが実施する環境教育などの活動を支援する。

(イ) 市民と連携を図りながら種々の啓発活動を実施する。生ごみの堆肥化、食品ロスやプラスチックごみの削減を啓発し、家庭ごみの発生抑制・減量化を推進する。また、国の指針に基づき、燃せるごみの有料化の検討を行う。

(ウ) 事業ごみの排出基準の見直しや制度の適正な運用により発生抑制・減量化を推進する。

イ ごみの分別と資源化の更なる推進

(ア) 紙・布類やプラスチック類の分別の徹底を図るとともに、市民の利便性の確保の観点からも、市民、事業者と協力した有効な回収の方法を検討する。

(イ) 特に紙・布類のリサイクルについては、自治会、小田原市古紙リサイクル事業組合、行政が協力し、市内の紙は市内で処理するための本市独自のルールの中で、更なる資源化の推進を目指す。

(ウ) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）等の各種リサ

イクル法に基づく取組を徹底し、資源化を推進する。

(エ) 剪定枝^{せん}をはじめとする、資源化品目等の拡大を検討する。

(オ) 焼却灰の資源化率の更なる向上を図る。

ウ 安定的・継続的なごみの適正処理の推進

(ア) 市民の健康や生活環境へ支障が生じないように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）による一般廃棄物処理業の許可制度を適切に運用し、継続的、安定的かつ確実な処理を推進する。

(イ) 一般廃棄物収集運搬業者により持ち込まれる事業系一般廃棄物について、搬入検査を行うとともに、排出事業者への指導を徹底し、適正処理を推進する。

(ウ) 小田原医師会、廃棄物収集運搬業許可業者、市との協定に基づき、感染性廃棄物の適正処理を推進する。

エ きれいなまちづくりの推進

(ア) 環境美化推進員やボランティアなどと連携を図りながら地域からの美化活動を推進する。

(イ) 市民や神奈川県などの関係機関と連携を図りながら不法投棄対策を推進する。

(2) 生活排水処理

生活排水処理については、公共下水道による処理を基本に下水道整備を推進するとともに、下水道全体計画のエリア外については合併処理浄化槽の普及を図り、豊かな水環境を創出する。

ア 生活排水処理施設整備の推進

現在、生活雑排水の未処理放流を行っているくみ取り世帯及び単独処理浄化槽世帯については、河川環境の保全のため、下水道普及区域では公共下水道への切替えを推進し、下水道事業計画区域外では合併処理浄化槽への切替え等を助成し、合併処理浄化槽の普及を促進する。

イ 生活排水対策に関する啓発

環境情報紙や広報紙などを通じて単独処理浄化槽や合併処理浄化槽の適切な維持管理や、台所などの生活排水対策についての情報提供や啓発を図る。

ウ 水質汚濁状況の把握

水環境の現状を把握するため、引き続き河川の水質調査及びパトロールを実施し、水質汚濁状況の監視を行う。

4 廃棄物の収集及び処分方法

(1) 家庭ごみ（収集ごみ）

次の表の種類①～⑧については、次のとおり共通する市民等排出者の協力義務がある。

ア 地区ごとに定められた集積場所に指定する排出日を守り、午前８時３０分までに排出する。

イ 集積場所は、収集後に清掃等を行い清潔の保持に努める。

種 類	収 集 方 法		処 理 処 分 方 法	市民等排出者の協力義務
	回 数	収集者等		
① 燃せるごみ	週２回	小田原市又は委託業者	焼却後資源化又は埋立委託業務により実施	・ 排出形状は、植木などの刈込みや板屑は長さ５０cm直径３０cm以下にひもで束ねたものとする。 また、^{せん}剪定枝は、チップ化等を行い減量を図る。 ・ 上記以外の場合には、市が製造する専用の有料指定袋（４５ℓ、３０ℓ、２０ℓ、１０ℓ）を使用する。 ・ 紙・布類、ペットボトル、トレー類・表示のあるもの等は、分別し資源物収集等に出す。また、生ごみは、水分を十分に切るとともに、堆肥化等を行うなど減量を図る。

② 紙・布類	月 2 回	協定による 古紙回収業者	資 源 化	・新聞紙、雑紙、段ボール、紙パック、その他紙、布類の 6 品目に分別し排出する。 ・排出形状は、紙類（その他紙を除く。）にあってはひもで十文字に梱包し、布類にあっては透明又は半透明の袋（45ℓ 以下）を使用する。 ・その他紙にあっては、紙袋に入れる等し、口をホチキスやセロハンテープ、ひもなどで閉じて、袋の外側に「その他紙」と記載し、排出する。 ・市が設置した資源ごみ回収拠点に、設置施設の開設時間に常時排出することができる。
③ ペットボトル	月 2 回	委託業者	資 源 化	・排出形状は、透明又は半透明の袋（45ℓ 以下）を使用する。 ・洗浄・乾燥後、排出する。 ・キャップは必ず取り外し、トレイ類・表示のあるもので排出する。 ・ラベルは外し、トレイ類・表示のあるもので排出する。 ・本体は軽くつぶす。 ・ボトル缶は、かん類で排出する。 ・市が設置した資源ごみ回収拠点に、設置施設の開設時間に常時排出することができる。

④ トレ類・  表示の あるもの	週 1 回	小田原市又 は委託業者	資 源 化	・ 排出形状は、透明又は半透明の袋（４５ℓ 以下）を使用する。 ・ 洗浄・乾燥後、排出する。
⑤ かん類	月 2 回	委託業者	資 源 化	・ 排出形状は、透明又は半透明の袋（４５ℓ 以下）を使用する。 ・ 洗浄・乾燥後、排出する。 ・ 一斗缶など大型缶は、燃せないごみで排出するが、ボトル缶は、かん類で排出する。 ・ 市が設置した資源ごみ回収拠点に、設置施設の開設時間に常時排出することができる。
⑥ びん類	月 2 回	委託業者	資 源 化	・ 排出形状は、透明又は半透明の袋（４５ℓ 以下）を使用する。 ・ 洗浄・乾燥後、排出する。 ・ 乳白色の化粧品のびんなどは、燃せないごみで排出する。 ・ リターナブルびんは、購入店舗等に返却する。 ・ 市が設置した資源ごみ回収拠点に、設置施設の開設時間に常時排出することができる。
⑦ 燃せない ごみ	月 1 回	委託業者	破碎後選別 一部資源化	・ 排出形状は、透明又は半透明の袋（４５ℓ 以下）を使用する。 ・ びん・かん類は、分別し資源物収集等に出す。

⑧ スプレー缶・ カセットボンベ 蛍光灯 乾電池・ ライター ビデ・オーブ 類 廃食用油	月 1 回	委託業者	一部資源化	・ 排出形状は、それぞれの分類ごとに別々の透明又は半透明の袋（45ℓ 以下）を使用する。 ・ 廃食用油は、ペットボトルに入れ、口をしっかりと閉めてから排出する。なお、ペットボトルに「食用油」「火気厳禁」と表示する。
⑨ 大型ごみ	随 時	委託業者	資 源 化	・ 事前に市に電話で連絡し、双方で定めた日の朝に収集作業が可能な戸外に排出する。 ・ 市の収入証紙により手数料を負担する。 ・ 特定家庭用機器再商品化法の対象物については、購入した小売業者等へ引き渡す等、リサイクルに努める。 ・ 再利用可能な物は、リサイクルショップやフリーマーケットを利用するなど、排出抑制に努める。

(2) 家庭ごみ（直接搬入ごみ）

種 類	収 集 方 法		処 理 処 分 方 法	市民等排出者の協力義務
	回 数	収集者等		
直接搬入 ごみ	随 時	排出者	焼却後埋立 又は破砕後 選別一部資 源化	・ 再生利用等の減量に努め、収集ごみに準じた分別をした上で搬入する。 ・ 市の定める日及び時間帯に搬入する。

(3) 事業系ごみ

種 類	収 集 方 法		処 理 処 分 方 法	市民等排出者の協力義務
	回 数	収集者等		
特定ごみ	家庭ごみ（収集ごみ）に同じ	家庭ごみ（収集ごみ）に同じ	家 庭 ご み（ 収 集 ご み）に同じ	・ 1月当たりの排出量は、300kg以内とする。 ・ 事前に市に排出見込量を申告する。 ・ 排出見込量に変更がある場合には、速やかに市に申告する。 ・ 一般廃棄物（可燃）のみを排出する。 ・ その他、家庭ごみ（収集ごみ）に同じ。
直接搬入ごみ	随 時	排出者又は許可業者	焼却後埋立又は破碎後選別、一部資源化	・ 一般廃棄物のみを搬入する。 ・ 可能な限り再生利用等の減量を行い、収集ごみに準じた分別をした上で搬入する。 ・ 生ごみ及び紙類については、一般廃棄物処分業者に委託するなど、資源化に努める。 ・ 市の定める日及び時間帯に搬入する。
紙 類	随 時	排出者、許可業者又は古紙回収業者	資 源 化	・ 市内の一般廃棄物処分業許可業者に直接搬入する。

(4) 動物の死体

種 類	収 集 方 法		処 理 処 分 方 法	市民等排出者の協力義務
	回 数	収集者等		
動物の死体	随 時	排出者又は委託業者	専用焼却炉で焼却	・ 段ボール箱等に入れ、市の定める日及び時間帯に、自ら搬入する、又は事前に電話で連絡をした上で収集を受ける。

(5) し尿及び浄化槽汚泥

種 類	収集方法	処理処分方法
し尿	家主等からの依頼により、委託業者が収集する。	夾雑物除去後希釈し、公共下水道に放流する。
浄化槽汚泥	家主等からの申し込みにより、委託業者が収集する。	夾雑物除去後希釈し、公共下水道に放流する。

5 適正処理困難物

適正処理困難物の指定の件（平成17年小田原市告示第98号）に定めるとおりとする。

6 排出禁止物

漬物石、灰及び枕木は、排出禁止物とする。

7 資源化量の見込み

品 目	資源化量
紙・布類	8, 227トン
ペットボトル	559トン
トレイ類・  表示のあるもの	2, 054トン
かん類	427トン
びん類	802トン
蛍光灯ほか	247トン
破砕後金属	714トン
その他	2, 896トン
資源化量合計	15, 926トン

8 施設概要

(1) 焼却施設

施設名	所在地	形 式	処理能力
小田原市清掃工場	小田原市久野3768番地	全連続燃焼式	330 ^{トン} /24時間

(2) 破砕・資源化施設

施設名			所在地	形 式	処理能力
小田原市清掃工場					
リサイクルセンター	びん・かん選別施設	小田原市久野3768番地	選 別	15.8トン / 5 時間	
(不燃ごみ資源化施設)	粗大ごみ処理施設	小田原市久野3768番地	破砕後選別	30トン / 5 時間	
ペットボトル減容施設			小田原市久野3761番4	圧縮後梱包	4.9トン / 5 時間

(3) 動物焼却施設

施設名	所在地	形 式	処理能力
小動物焼却炉	小田原市久野3768番地	バッチ式	500kg/ 5 時間

(4) 最終処分施設

施設名	所在地	埋立容量
堀ヶ窪埋立処分場	小田原市府川786番 2	87, 838 m ³

(5) し尿希釈処理施設

施設名	所在地	処理方式	処理能力
扇町クリーンセンター	小田原市扇町六丁目826番地	前処理及び希放流方式	200kℓ/24時間